

## 災害時の法律相談等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法第2条所定の災害（以下「災害」という。）が発生したときに、乙が被災者支援のために実施する法律相談その他の災害時における住民生活の確保を目的とする各種法的支援活動（以下「法律相談等」という。）の事前準備及びその取扱等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が被災者に対して行う法律相談等を円滑かつ適切に実施するため、本協定を定める。

### （要請の手続）

第2条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、要請書（別紙様式1）により法律相談等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

### （法律相談等の実施）

第3条 甲が乙に対して、前条に定める要請をした場合、または乙が甲に対して、法律相談等の実施の申入れをした場合、甲と乙は、協議の上で、当該法律相談等の実施を速やかに決定する。

### （法律相談等の実施場所等）

第4条 前条に定める法律相談等の開催場所、開催期間、実施方法等の細目は、甲乙協議の上で、乙において決定し、甲は法律相談等の円滑かつ適切な実施にあたって、会場の確保や広報等必要な措置を取るよう努めるものとする。

### （費用の負担）

第5条 乙は、法律相談等の費用については、原則として乙の負担において実施することとし、甲に対して負担を求めない。ただし、災害の規模、法律相談等の実施期間、実施の回数、内容等を勘案の上で、乙の負担とすることが不相当となった場合には、甲乙協議の上で、甲も一部負担することとする。

### （損害賠償）

第6条 乙は、法律相談等によって、乙の責任に基づく損害賠償責任が発生した場合には、乙が加入する賠償保険により補償を行うこととし、甲に対して、その負担を求めない。

(平時の協議等)

第7条 甲及び乙は、第3条に定める活動を適切かつ円滑に実施することを目的として、平時において必要に応じて継続的に協議を行うものとし、あわせて前記活動に必要な準備を行うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者届(別紙様式2)により相手方に報告するものとする。ただし、変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲または乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年10月2日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長

乙 千葉市中央区中央4丁目13番9号  
千葉県弁護士会  
会長